

総 発 第 149 号
2007年 9月 3日

企業会計基準委員会御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「金融商品に関する会計基準(案)」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」
について

記

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

7月20日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討いたしました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」

I. (全般的事項)

時価開示の方法として、一覧表形式で全ての時価開示対象の金額を記載する開示方法に代替する、文章形式での開示方法についてもご検討願いたい。

例えば、時価開示対象について、その重要性等を加味し、必要と思われるものについて記述・開示する方法等も考えられる。

II. (個別事項)

1. (適用指針 第3項)

「金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要を記載する」とあるが、「著しく」の程度につき、数値基準等を明らかにして頂きたい。

2. (適用指針 第4項(6))

金銭債務について、貸借対照表日における時価の開示を求め、またその算定方法が記載されているが、開示対象とする金銭債務はすべての金銭債務が対象となっており、且つ時価の算定方法については追加で約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率若しくは無リスク利子率をその割引率として使用したものを開示することが出来るとしている。

対象となる金銭債務については、その債務の内容によっては帳簿価額が時価情報としてもっとも適切であると考えられる場合もあり(例えば借入金)、一律にすべての金銭債務が対象となり、時価の算定方法を第4項(6)で示されているような方法で追加開示できるものとするということではなく、金銭債務内容そのものを個別に考慮し分類した上で注記の要不要含め適用方法を検討願いたい。

3. (適用指針 第15項)

バリュー・アット・リスクやストレステストなどによる把握された金融商品に係る定量的なリスク情報については、計測手法も単一ではなく、また、取り扱っている金融商品の量やデータの蓄積状況など、企業によって大きく異なっていると考えられるため、当該項目に関する開示は公開草案通り、あくまでも任意に留めるべきものであると考える。

4. (適用指針 第19項)

債務保証の注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当とあるが、どのようなケースを想定しているのか、重要性の定義を含め、具体的に記載願いたい。また、(開示例)に債務保証の場合も含むように記載願いたい。

5. (適用指針 第28項)

デリバティブの注記項目ではヘッジ会計適用有無で分けした元本金額の開示、金銭債権の償還区分毎の開示など、国際的な会計基準でも要求されていないようなレベルの情報まで開示するのは、財務諸表作成者側で過度な作成負担が生じる恐れがある。

例えば、デリバティブの注記項目については、ヘッジ対象物毎のデリバティブ資産・負債金額の開示、金銭債権は時価開示でも十分にその目的は達成されると思われるので、特に時価情報以外についての注記項目については国際的な会計開示と同様のレベルでの開示項目とするようご検討頂きたい。

6. (適用指針 第32項)

社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済予定額の注記については、返済予定額が5年以内である場合に限り、附属明細書の記載内容で代用できるとあるが、5年超の場合は注記が必要で、結果的に附属明細書の記載項目と一部重複することになる。実務上の負担を考慮し、返済予定額は5年内、5年超にかかわらず、附属明細書または注記のどちらかに記載すれば、他方を省略可能とするよう、配慮頂きたい。

7. (開示例について)

製造業(1)と製造業(2)の2つの例が記載されているが、開示内容の差に影響を与える前提となる事項について比較可能にしていただけると分かりやすい。単なる開示例だけではなく同業種における場合にはその前提の比較が出来るように記載を工夫していただきたい。また、第3項(1)②及び(2)②にある「重要な関連」及び「通常と大きく異なる条件」「時価の変動が大きい特殊なもの」についても開示例に盛り込んでいただきたい。

「金融商品に関する会計基準(案)」

「その他有価証券」で「市場価格がない株式」については、「時価を把握する事が極めて困難と認められる有価証券」の範囲に含まれる事を本文内で明記願いたい。(第82項)

即ち改正案では「市場価格のない」という言葉を「時価を把握することが極めて困難と認められる」という言葉に置き換えており、本文を読むだけでは株式についても市場価格の有無ではなく時価を把握することが極めて困難か否かで分類するように読める。

但し実務指針63項但し書きの株式に係る規定や、今回合わせて修正された「種類株式に関する実務上の取り扱い」Q2のA(2)の記載でも、市場価格がない株式については従来同様「何らかの方式により価額の算定が可能としてもそれを時価とはしない」となっており、誤解が生じる恐れがある。

/以 上